

『事例 2』

類型：全文訂正明細書の誤記を当初明細書に記載された事項の範囲内で訂正

審判番号：平成 8 年審判第 11912 号

特許番号：特許第 1904921 号（特願昭 61-268656 号、特開昭 63-273467 号）

訂正前の明細書	訂正後の明細書
(発明の詳細な説明の抜粋) 1) 「水分 65 g」 2) 「13 日」	(発明の詳細な説明の抜粋) 「水分含有 65 %」 「14 日」

【結論】

誤記の訂正となる。

【説明】

1) 全文訂正明細書を提出したときに、「水分 65 g」と記載したが、当初明細書の該当箇所及び実施例などには「水分 65 %」、「水分含有率を 65 %に調整した」との記載があることから、訂正は全文訂正明細書の誤記を当初明細書に記載された事項の範囲内で訂正するものである。

2) 全文訂正明細書を提出したときに、「13 日」と記載したが、当初明細書の該当箇所には、「14 日」と記載されており、また 13 日とした場合には総培養日数が合わなくなるので、訂正は全文訂正明細書の誤記を当初明細書に記載された事項の範囲内で訂正するものである。